

全国防災対策費についての考え方

平成 23 年 12 月 7 日
内閣府（防災担当）

1. 全国防災対策費の概要

東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）においては「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」を実施するとされた。これらの施策については、5 年間の集中復興期間における復旧・復興対策規模である「少なくとも 19 兆円程度」のうち 1 兆円程度を充てるものとされているところである。

これを受けて、平成 23 年度第 3 次補正予算では、全国防災対策費として 5,752 億円が計上されたところ。

また、平成 24 年度予算概算要求においては、各府省庁から、第 3 次補正予算に盛り込まれた施策の継続実施等に係る経費が提出されている。

2. 施策についての基本的考え方

（1）復興財源との関係

全国防災対策費を含む復旧・復興事業は、「復興のため」として国民に理解を得た財源（復興債の発行後、臨時増税により償還財源を措置）を用いる以上、東日本大震災の復興に寄与するものでなければならない。

このため、全国防災対策費の対象事業は、「復興の基本方針」に記されたとおり、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」に限定される。

（2）「東日本大震災の教訓」、「緊急性」及び「即効性」

全国防災対策費の定義から、①東日本大震災の教訓、②緊急性、③即効性の要件を兼ね備えた防災、減災等のための施策が必要条件となる。

① 東日本大震災の教訓

東日本大震災の教訓という見地からは、地震・津波対策を中心として、これまでの優先順位を変更して、次のような施策が実施されるべきと考えられる。

- 津波の観測・監視体制の強化等と円滑な避難行動のための体制整備
- 避難を容易にする地域づくり
- ハザードマップの整備・普及等による住民等の防災意識の向上
- 被災者の被害拡大防止のための体制整備（医療情報連携、救助、避難所等）
- 上記施策と一体的に取り組み、かつ必要不可欠な施設整備 等

② 緊急性

全国的緊急性という見地からは、次のような災害に備えた施策が実施されるべきと考えられる。

- 東日本大震災の大規模余震・津波による再度災害
- 近いうちに発生が懸念される地震・津波（東海・南海・東南海三連動地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震） 等

③ 即効性

即効性という見地からは、次のような施策が実施されるべきと考えられる。

- 実施する施策が効果の発現に直結すること（効果の発現が直接的かつ無条件であること）
- 施策効果が発現するために必要な一連の複数の取り組みがパッケージ化された施策
- できるだけ早期に（少なくとも集中復興期間である5年以内に）効果が発現する施策 等

<以上>

具体的な施策イメージ

○ 津波等からの確実な避難のための仕組みづくり

- ・ 観測、監視・情報伝達・避難誘導が有機的に連携し一体となった津波避難総合システム、
- ・ 避難路、避難先の体制整備・安全確保
- ・ ハザードマップの整備・普及
- ・ 防災教育
- ・ 上記と一体的に取り組まれ、かつ必要不可欠な社会資本の震災・防災対策 等

○ 地震等による被災者への救出・救助体制・医療提供体制

- ・ 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊の強化
- ・ 医療情報の共有化
- ・ 災害時における救出・救助活動を支える通信基盤の強化 等

○ 首都中枢機能の維持確保

- ※ 「首都直下地震に係る首都中枢機能維持確保検討会」における議論を踏まえ、随時反映